

団体扱自動車保険制度

大好評!!

ご契約台数 約79,300台

(2024年12月現在)

- ◆ 新たに自動車保険ご契約の方も ◆ 既に一般契約で割増引(ノンフリート等級)を適用されている方も

自動車保険は職場でご加入する方が割安です!!



職場でご加入する団体扱契約は「無事故割増引」の他に…▼

保険料が団体扱の一括払・月払とも
一般契約に比べて

大口団体割引で **22.5% 割引^{*1}**

一時払・月払とも **約5% 割安^{*2}**

約 **26.4% OFF**

*1 大口団体割引**22.5%**が適用されます。(ご契約期間の初日が2025年4月1日～2026年3月31日のご契約が対象です。)

大口団体割引率は団体のご契約台数と損害率によって毎年見直され、変動する場合があります。

*2 団体扱一括払は年間保険料の5%が割引となり、団体扱の月払は、一般契約の分割割増(年間保険料の5%)が不要となります。

対象

●ご契約者 :

文部科学省共済組合の組合員(雇用期間1年以上の短期適用拡大組合員を含みます)

定年退職者または退職時に文部科学省共済組合員であつて早期退職募集制度による45歳以上の退職者および60歳まで文部科学省共済組合の組合員であり、60歳以上の自己都合退職者

●記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)・車両所有者 :

ご契約者、ご契約者の配偶者^{*}またはこれらの方の同居のご親族(別居中の扶養親族を含みます。)

^{*}配偶者には、内縁の相手方および同性パートナーを含みます。

このチラシは「団体扱自動車保険」の概要を記したもので、詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり(約款)」「重要事項等説明書」などをご覧ください。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。なお、上記用語は、各引受保険会社によって異なりますので、詳しくは各引受保険会社のパンフレットをご覧ください。団体扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者、記名被保険者および車両所有者が引受保険会社の定める条件を満たす場合のみとなります。団体扱特約失効時の取扱い、その他ご不明な点については取扱代理店までお問い合わせください。

団体扱自動車保険指定代理店

株式会社 第一成和事務所

担当: 団体自動車保険・火災保険チーム
〒103-8214 東京都中央区日本橋馬喰町1-12-3
Daiwa日本橋馬喰町ビル3階

TEL: 03-5645-1071

FAX: 03-3663-8577

E-mail: dantai@d-seiwa.co.jp

営業時間: 平日9:00～17:30(土日、祝日、12/29～1/4を除きます。)

お見積りの
ご依頼は
こちらから



引受保険会社

- ◇ 損害保険ジャパン株式会社
- ◇ 東京海上日動火災保険株式会社
- ◇ 三井住友海上火災保険株式会社
- ◇ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社